

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

士別市の人口は 1960 年から減少傾向にあり、1960 年と比べ 2020 年は 27,847 人減少し、17,858 人となっている。特に、人口の推移を地区別にみると、中央地区の人口減少は緩やかに推移しているが、上士別地区、多寄地区、温根別地区、朝日地区の人口減少は急激に進んできている。

年齢別人口については、少子高齢化が顕著に現れており、65～74 歳がもっと多く、高校卒業後の進路を市外に求めることが要因となり、20～29 歳が少なくなっている。

本市の産業構造の特徴として、基幹産業である農業の就業者数が最も多く、次いで医療・福祉、卸・小売業が多くなっている。

地域経済としては、人口や資本の都市集中、人口減少や少子高齢化に伴う購買力の低下、担い手の不足が発生している。また消費の多様化・広域化が進む中で販売高や商店数は減少傾向にあり、魅力ある店づくりや集客力の高い商店街づくりも課題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、上川地域の中核都市として更なる経済発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

農林水産業、製造業、サービス業等、多様な業種が士別市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

士別市内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象となる区域は、士別市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

士別市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が士別市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月22日～令和9年6月21日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。